

## 7 屋外広告物の主な関係法令等

### (1) 主な関係法令

法 令 名	主 な 規 制 内 容	受 付 番 号
建築基準法	工作物の建築確認（第6条、第88条） …高さが4mを超える広告塔、広告板等（施行令第138条）	岡山市建築指導課 指定確認検査機関
道 路 法	道路の占用許可（第32条） …広告塔その他これに類するもの、看板、旗幟、幕、アーチ（施行令第7条）。道路の上空に突き出す場合も、許可が必要	国土交通省岡山国道事務所 岡山市各区役所地域整備課 岡山市北区農林土木分室 岡山市各支所産業建設課
道路交通法	道路の使用許可（第77条） …広告板、アーチ等	所 轄 警 察 署
岡山市風致地区条例	風致地区内の工作物の設置許可（第2条） …工作物の新築、改築、増築又は移転で、当該新築等に係る部分の高さが1.5mを超えるもの	岡山市都市計画課
都市計画法	地区計画の区域（地区整備計画が定められている区域に限る。）における工作物の建設の届出（第58条の2） …表示面積が1㎡を超えるもの又は高さが3mを超えるもの	岡山市都市計画課
自然公園法 (国立公園)	①特別地域内の広告物の設置許可（第17条） ②普通地域内の広告物の設置届（第20条）	岡山市環境保全課
岡山県立自然公園条例	①特別地域内の広告物の設置許可（第13条） ②普通地域内の広告物の設置届（第15条）	岡山市環境保全課
岡山県自然保護条例	環境緑地保護地域及び郷土自然保護地域（特別保護地区を除く。）内の工作物等の設置届（第14条）	岡山市環境保全課
公職選挙法	選挙運動の際の文書図面の掲示方法、場所等（第143条～第145条、第147条）	岡 山 県 岡山市選挙管理委員会

### (2) 土地の所有者等の承諾

屋外広告物の許可を受け、関係法令の手続きを行っても、広告物を表示し、又は設置しようとする土地、建築物、工作物等が他人の所有に属するときは、その所有者又は管理者の承諾を得なければ、広告物を表示し、又は設置することができない。

電柱、電話柱等についても、必ず承諾を得なければならない。

現在、原則として電柱、電話柱等については、はり紙、はり札及び立看板の表示の承諾は行われていない。これは、政治活動、文化活動その他営利を目的としないポスター等及び公職選挙法に基づくポスター等についても、同様である。